

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 門
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
本 町 三 丁 目 8 番 1 号
電 話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

ペー
ジ

一

規 則

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十四号

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県税条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第七十三条」を「・第七十二条」に改める。

第二十二條第一項中「第五十三條第五十九項」を「第五十三條第六十一項」に改め、同條第二項中

「第五十三條第六十項」を「第五十三條第六十二項」に改める。

第三十二條の第三第二項中「第六十條第四項」を「第六十條第七項」に、「同條第十項」を「同條第

十二項」に改める。

第三十四條第一項中「第七十三條の第十四第六項から第十四第七項まで」を「第七十三條の第十四第七項か

ら第十五項まで」に改め、同項第一号中「第七十三條の第十四第六項」を「第七十三條の第十四第七項」

に改め、同項第二号中「第七十三條の第十四第七項」を「第七十三條の第十四第八項」に改め、同項第三

号中「第七十三條の第十四第八項」を「第七十三條の第十四第九項」に改め、同項第四号中「第七十三條

の第十四第九項」を「第七十三條の第十四第十項」に改め、同項第五号中「第七十三條の第十四第十項」を

「第七十三條の第十四第十一項」に改め、同項第六号中「第七十三條の第十四第十項」を「第七十三條

の第十四第十二項」に改め、同項第七号中「第七十三條の第十四第十二項」を「第七十三條の第十四第十三

項」に改め、同項第八号中「第七十三條の第十四第十三項」を「第七十三條の第十四第十四項」に、「事
業者内保育事業」を「事業所内保育事業」に改め、同項第九号中「第七十三條の第十四第十四項」を「第
七十三條の第十四第十五項」に改め、同項第十号中「農業振興地域内」を「農用地区域内」に改め、同
條第二項中「知事」を「県税事務所長」に改め、同條第三項中「第五十一條の第二第二項」を「第五十
一條の二」に改める。

第七十三條を削る。

様式第三十八號の二中「第53條第60項」を「第53條第62項」に改める。

様式第三十八號の三中「第53條第61項」を「第53條第63項」に改める。

様式第六十五號を次のように改める。

